

## 会議の内容

1	会 議 名	平成23年度第2回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成23年11月10日（木） 午後3時00分から4時20分
3	開 催 場 所	市本庁舎 5階AB会議室
4	出 席 者	<p>審議会委員：海寶委員（会長）、堀部委員（副会長）、高橋委員、平野委員、田所委員、山田委員、唐澤委員、加藤委員、池田委員</p> <p>市側（事務局）：山下保健福祉部長、加藤こども部長、染谷こども部参事、眞殿次長、市瀬保健福祉部副参事、遠山障害福祉課長、江川こども政策課長、真田こども保育課長</p> <p style="text-align: right;">他</p> <p>傍聴者：1名</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【議題】</p> <p>諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あかしあ学園及びあじさい学園の再編について</li> <li>2 習志野市発達相談センターの設置について ・・・（保健福祉部）</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 杉の子こども園（仮称）の開園について</li> <li>2 保育所保育料の改正について（税制改正（扶養控除廃止）に伴うもの） ・・・（こども部）</li> </ol> <p>【会議の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 副市長挨拶</li> </ol> <p>副市長の島田でございます。</p> <p>日頃より委員の皆様にご協力いただき、市政の推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本日宮本市長は別の会議に出席しておりますので、代わりにご挨拶申し上げます。</p> <p>今回の諮問事項2件につきましては、今年度第1回の福祉問題審議会において概要をご説明しておりますが、この度それぞれ施設の機能が固まってまいりましたのでご審議をいただきたいということでございます。</p>

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>一つ目は総合福祉センターの知的障害児通園施設あかしあ学園及び肢体不自由児通園施設あじさい学園の統合についてでございます。この件は昨年の児童福祉法の改正を受けて行うものですが障害児支援を強化するため一つの施設で多様な行政サービスの展開を図り支援の質を向上させるものです。</p> <p>二つ目は発達相談センターの設置についてです。現在秋津において社会福祉法人清和園が建設中の新総合福祉ゾーン内に既存の幼児言語療法施設ひまわり学園を移転し機能の拡充を図りより充実した施設を提供できるようにするものです。</p> <p>以上諮問事項2件についてはいずれも来年の4月1日に施行してまいりたいと考えております。</p> <p>そして報告事項が2件ございます。一つ目は杉の子こども園の開園です。平成21年8月に策定いたしました習志野市市立こども園の整備と市立幼稚園保育所の再編計画に基づきまして本市では2番目となりますこども園でございます。来年4月の開園予定です。こどもセンター、一時保育の実施も予定しておりますので子育て子育ての拠点と考えております。</p> <p>2点目ですが、保育所保育料の改正についてでございます。この度の改正は国の税制改革に伴うものです。平成23年度に扶養控除が廃止されました。それに伴う保育料の額への影響を極力抑えるものです。</p> <p>後ほど詳しく事務局よりご説明いたしますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p><b>諮問事項 1</b> あかしあ学園及びあじさい学園の再編について</p> <p>事務局（障害福祉課長） 今年度第1回の福祉問題審議会において平成24年4月1日に施行されます児童福祉法の改正について概略ご報告いたしました。改正の要点として知的障害児、肢体不自由児、難聴幼児など従来障害の区分に応じて分かれていた障害児の通園施設を一元化し利用形態に応じてその施設を区分するというものです。本日はこの法改正を受けまして現在総合福祉センターにございますあかしあ学園及びあじさい学園の統合再編とそれに伴います総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を第4回定例会に提出いたしますことから本審議会にお諮りするものです。</p> <p>以下詳細について資料に基づき説明。</p> <p>A委員 利用定員について伺います。</p>
---	--	--

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>あかしあ学園30名、あじさい学園40名の定員は習志野市内在住者に限るのか県内全域を含むのか。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  児童福祉法の基準では原則、必要な児童はどこからでも受け入れることとなっております。今回の法改正においてもこの考え方は変わりません。しかしながら、現在の施設は市立の施設ですので市内の居住者を中心に受け入れております。定員に一定の余裕があり職員の配置等においても支援に差し支えなく緊急性が認められるなら、近隣市からも一部受け入れているところです。</p> <p>A委員  利用者の柔軟性が図れるということについてどのような柔軟性が図れるのか伺います。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  現在あかしあ学園の利用者は定員上限の30名ですが、あかしあ学園は40名定員にもかかわらず16名程度の利用となっております。一元化し定員を合わせて70名とすることによってあかしあ学園を利用したい方も更に受け入れることが可能になります。</p> <p>A委員  それに伴う職員の配置も柔軟に可能ですか。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  大幅な職員配置の転換はすぐには困難であろうと思いますが、臨時職員の配置等体制が整ってこそその柔軟な対応であると考えております。</p> <p>B委員  現在あかしあ学園及びあじさい学園は別々の施設（部屋）において受け入れをしているかと思えます。2施設を統合するとこれらのハード面はどのようになるのでしょうか。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  あじさい療育支援センターにおいても知的障害及び肢体不自由の障害特性に合わせた対応をして参ります。間取りを変えるなど小規模な改修の可能性はあるかもしれませんが、それぞれの特性に相応しい療育を行っていくこととなりますので現状の施設を今の段階では大きく変えることは考えておりません。</p> <p>B委員  ネーミングとして「あじさい療育支援センター」と統合され、それ相応の効果は見込めるが今までとは大幅な変更はないと受</p>
---	--	--

5	<p style="text-align: center;">議 題</p> <p style="text-align: center;">及 び</p> <p style="text-align: center;">会 議 の 概 要</p>	<p>け取ってよいでしょうか。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  当面は大幅な変更のない中で施設を統合し利用者を受け入れ、更に良いものをご提供していくということでございます。</p> <p>C委員  現在あかしあ学園及びあじさい学園については医師会で全面的に医療面のバックアップをしております。今回の再編成による指導体制の確立によって更に習志野市の障害福祉が格段の進歩をとげるものと大いに期待しております。  まずネーミングですが、あかしあ学園の方が利用者が多いにもかかわらず「あじさい療育支援センター」とする理由を聞かせて下さい。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  「あかしあ」「あじさい」は、いずれも市の木、市の花であり共に歴史もある施設なので、いずれかの名称は引き続き使用したい。市民の皆様には「あじさい」の方が目にすることも多く広く浸透しているのではないかとということが大きな理由です。</p> <p>C委員  今回の施設統合によりそこに配置する医師、看護師、療法士等の専門スタッフの配置についてはどのように考えているのか、また現段階でどのように充足することが見込まれているのか伺います。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  施設の運営基準に大幅な変更はなく、人員配置についても基準は現状の児童福祉法のとおりで変更はございません。</p> <p>C委員  人員配置についても、現状のままであるのならば施設の質の向上はどのように図れるのでしょうか。</p> <p>事務局（障害福祉課長）  今後国の指針として専門職員の配置基準が更に充実されることも予測されます。国の方針に従い質の向上を図ってまいります。</p> <p>A委員  個人的な感想ですが、「あかしあ」という名称がなくなってしまうことはそこに通っていた児童、保護者にとってはとても寂しいものがあります。そのように思う保護者等がいるということも市は認識し今後の更なる施設の向上に努めて頂きたいと思えます。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>諮問事項1について、諮問どおりとすることとなる。 (委員全員賛成)</p> <p><b>諮問事項2</b> 習志野市発達相談センターの設置について</p> <p>事務局（障害福祉課長） 詳細について資料に基づき説明。</p> <p><b>A委員</b> 就学後も数年は発達相談センターという福祉的な支援を続けた方がよいと思われる児童も見受けられますが、就学すると総合教育センターという教育の枠に位置づけられるのが通常です。理想を言えば相談を待つ受け身の体制ではなく、積極的に小学校等へ出向き支援を行うような福祉と教育の横のつながりを持って連携を図っていただきたい。</p> <p>事務局（障害福祉課長） 子育て支援については行政においてもこどもの年齢に応じて窓口が異なります。各関係機関の情報交換、情報提供を行い連携を図っていく仕組みも発達相談センターの機能として考えております。総合教育センターとの連携も単に年齢のみでの線引きを行うような支援は考えておりません。その点も踏まえて今後発達相談センターの周知を図ってまいります。</p> <p><b>C委員</b> 資料にある利用実人数の推移の表を見ると、実人数と延べ人数を比較すると10倍の数値になっているので、平均1人辺り10回程度は相談に行っていることになる。これに対し、体制の充実を図るための人的資源、人員配置はどのように考えているのか伺いたい。</p> <p>事務局（障害福祉課長） 発達相談システム検討委員会の中間報告によると、専門職員は19名程度配置が必要と言われている。この報告を極力尊重し、現行のひまわり学園の配置職員数を近づけるべく調整してまいります。補足ですが、今年度の採用職員として心理関係の専門職も予定し更なる専門職の増員を図ってまいります。</p> <p>諮問事項2について、諮問どおりとすることとなる。 (委員全員賛成)</p> <p><b>報告事項1</b> 杉の子こども園（仮称）の開園について</p>
---	-------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>事務局（こども保育課長） 平成15年6月に策定したこども園構想に基づき平成18年4月に習志野市の第1号となる東習志野こども園を開園いたしました。翌19年2月には千葉県第1号の認定を受けております。本市のこども園整備計画の中で平成24年4月には今回報告いたします杉の子幼稚園を杉の子こども園に変更整備すること、そして平成26年4月には袖ヶ浦保育所、袖ヶ浦西幼稚園を統合し（仮称）袖ヶ浦こども園を整備することとしております。</p> <p>今後の流れとして、12月の定例会において習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例として議案を提出いたします。工事につきましては、来年1月中に本体工事を終了し2月、3月で既存幼稚園舎を解体する予定でございます。</p> <p>以下、詳細について資料に基づき説明。</p> <p>A委員 袖ヶ浦地域は子供の数が減少傾向にあり地域の幼稚園は廃園するような話を聞き、また屋敷幼稚園は今回の震災で開園継続が危ぶまれるような話を聞いております。第六中学校の学区にある幼稚園の園区についてどのようになるのか伺います。</p> <p>事務局（こども保育課長） 幼稚園区と中学校区は別の区域ですが、幼稚園区については、今年度から市内を三つの園区とする改正をしております。杉の子こども園は第六中学校も含まれた園区です。</p> <p>事務局（こども政策課長） 基本的に従前の幼稚園はそのまま残る形で、市内を三つの園区とする改正をしております。習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第1期計画では、屋敷幼稚園は存続する計画となっています。再編計画策定前に、習志野市子育て支援体制整備計画を策定しておりますが、この計画の中で、こども園の今後の整備について、1中学校区に1つのこども園を整備していきたいということをお示ししております。</p> <p>こうした中で、袖ヶ浦地域については、再編計画において平成26年4月に（仮称）袖ヶ浦こども園を現在の袖ヶ浦保育所の場所に開園することを予定しており、この区域では、在園児がかなり減少している袖ヶ浦西幼稚園などの状況もあることから、袖ヶ浦西・東の両幼稚園及び袖ヶ浦保育所を統合して、本市で3つ目のこども園として再出発することとしております。</p>
---	--	--

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p><b>B委員</b> 東習志野こども園が開園した当時、幼保一元化の最初であったことから運営について心配をしておりましたが、現在の様子を聞くと短時間保育と長時間保育のこども達のバランスについて非常に上手くいっており、短時間保育のこども達がまだこども園に居たいと言っているとの話を伺い安心をしているところです。 杉の子こども園は規模こそ多少小さいけれども東習志野こども園の成功がありますので非常に期待しております。</p> <p><b>報告事項2</b> 保育所保育料の改正について (税制改正(扶養控除廃止に伴うもの))</p> <p>事務局(こども保育課長) 詳細は資料に基づき説明。</p> <p>これをもちまして第2回福祉問題審議会を閉会といたします。 本日はありがとうございました。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所管課名：保健福祉調整課 電話番号：047(453)9243 FAX番号：047(453)9309</p>